

公益財団法人全日本なぎなた連盟 倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本なぎなた連盟（以下「本会」という。）における倫理に関する基本的な事項を定め、これを推進することにより、本会及びなぎなた界全体に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2章 適用の範囲及び遵守事項

(適用の範囲)

第2条 本規程は、次の各号のいずれかに該当する者に対し適用する。

- (1) 加盟団体に関する規程第6条に規定する会員
- (2) 定款第12条に規定する評議員
- (3) 定款第28条に規定する役員
- (4) 専門委員会規程に規定する委員会の委員等
- (5) 定款第55条に規定する事務局長及び職員
- (6) その他本会に所属する者

(遵守事項)

第3条 前条に定める者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款、本規程を含む本会の一切の規程類に定める事項。
- (2) 身体的・精神的暴力行為、身体的・精神的セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の不適切な行為を行ってはならない。又、これらの行為を知って放置してはならない。
- (3) 競技における公平性を害する行為を行ってはならない。
- (4) 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (5) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (6) 補助金、助成金等に関し、不正な経理処理及び不正な申請等の不正行為を行ってはならない。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。
- (8) 自らの社会的な立場を認識し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

第3章 コンプライアンス委員会

(コンプライアンス委員会)

第4条 前条に掲げる遵守事項に関する啓発及び適切な対応を図る体制を整備するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第5条 委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 3～6名

2 委員長は、本会の副会長とする。副会長が複数名の場合は、職務代行順により決定する。

3 委員は、委員長が本会理事及び弁護士等のうちから推挙し、理事会に諮ったうえ、会長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 委員会の議事は、この規程に規定するもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第4章 暴力行為等相談窓口

(暴力行為等相談窓口)

第8条 暴力行為等相談窓口設置規程に基づき、暴力行為等相談窓口を設置する。

第5章 処分

(処分の種類及び内容)

第9条 第3条に規定する遵守事項に違反したことをもって処分対象事由とし、処

分の種類及び内容は、次に掲げる種類等とする。

- (1) 指導：口頭又は書面により、改善を求める。
 - (2) 勧告：書面により、反省文並びに改善計画書の提出を求める。
 - (3) 資格停止：書面での通知をもって、一定期間、本会規程類に定める権利、権限を停止する。
 - (4) 退会：書面での通知をもって、本会から退会させる。
- 2 刑事処分を受けた者は、原則として資格停止又は退会とする。但し、情状により一定期間の資格停止とすることができる。

(事実調査)

第10条 委員会は、次に掲げる事項が発生したときには、処分対象事由の有無についての調査（以下「事実調査」という。）をすることができる。又は、公益財団法人全日本なぎなた連盟 加盟団体に関する規程に規定する加盟団体をして事実調査をさせることができる。

- (1) 暴力行為等相談窓口設置規程に基づき、暴力行為等に関する相談窓口から事実調査を付託されたとき
 - (2) 委員会において、処分対象事由があると疑われるとき。
- 2 委員会は、事実調査にあたり、違反行為を行った疑いのある会員、その関係者及び関係団体（以下「審査対象者」という。）に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。
- 3 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。

(処分審査)

第11条 委員会は、前条の事実調査を踏まえて、審査対象者の処分の要否及び処分案を審議し、理事会に上程する。

- 2 前項の規定に関わらず、当該事案の利害関係人は、委員会の審議に加わることができない。
- 3 処分案の検討については、処分に関する細則を基準とする。ただし、処分対象事由の内容、程度及び情状に応じ適切な処分とすることもできる。
- 4 委員会は、審査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査対象者は、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

(処分決定)

第12条 理事会は、委員会の答申を審議し、次の各号に定める処分決定を行う。

- (1) 指導、勧告は、理事会出席者の過半数の決議による。
 - (2) 資格停止、退会は、総理事の過半数の決議による。
- 2 当該事案の利害関係人は、理事会の審議に加わることができない。
- 3 本会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者に対して書面

で通知しなければならない。

- (1) 審査対象者の表示
 - (2) 処分内容
 - (3) 処分の理由
 - (4) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間
- 4 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

(不服申立)

第13条

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条2項に規定する競技者等に該当する者は、スポーツ仲裁規則に従って解決することができる。

(仮の処分)

第14条 委員会は、第12条に規定する処分を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に審査対象者の職務権限及び資格等を停止すること（以下「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。

2 理事会が前項の答申を受けた場合の仮の処分は、第12条を準用する。

第6章 雑則

(本規程の変更)

第15条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和3年2月21日より施行する。